



長野県地方精神保健福祉審議会の委員を公募します

長野県では、県民の皆様の幅広いご意見を精神保健福祉行政に反映するため、長野県地方精神保健福祉審議会の委員の一部を公募します。

1 募集人数 2名

2 応募資格

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 長野県内に居住する方で、令和3年4月1日現在の年齢が20歳以上の方
- (2) 長野県の精神保健福祉について、日頃から関心を持ち、今後の本県精神保健福祉の方向や施策について意見を述べる事ができる方
- (3) 年1回程度開催される審議会に出席できる方(会議は原則として平日・昼間に開催)

3 任期 3年【令和3年9月1日から令和6年8月31日まで】

4 応募方法

(1) 提出書類

- ・応募申込書(以下のページからダウンロードできます。)

<http://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kokoro/seishin-kobo.html>

- ・小論文(1,000字程度、様式自由)

テーマ:「私が考える精神保健福祉の課題と改善提案」

(2) 提出方法

- ・応募は、郵送、持参、FAX及び電子メールにより受け付けます。
(電子メールの場合は、申込書の記載事項と同一の内容を記載すれば様式は問いません。)
- ・申込書と小論文は返却いたしません。

5 応募期限 令和3年8月17日(火)【必着】

6 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により委員を決定します。
- (2) 面接は書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (3) 選考の結果は、8月下旬までに本人あて通知します。

7 その他

- (1) 会議は公開されますので、委員として発言された意見は公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。

8 応募先・問合せ先

〒380-8570(住所記載不要) 長野県健康福祉部保健・疾病対策課 担当: 林

電話: 026-235-7109(直通) FAX: 026-235-7170

E-mail: kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp

【参考】長野県地方精神保健福祉審議会について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「長野県地方精神保健福祉審議会条例」に基づき、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項について審議するために設置。(構成委員12名)

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部保健・疾病対策課心の健康支援係
(課長)西垣 明子 (担当)林 博
電話: 026-235-7109(直通)
026-232-0111(代表)内線2643
FAX: 026-235-7170
E-mail hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp